

午後2時7分再開

○議長（柴田裕隆君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、11番平田梯子議員の質問を許可します。11番平田梯子議員。

（11番平田梯子君登壇）

11番（平田梯子君） 皆様、こんにちは。お忙しい中に傍聴ありがとうございます。

去る4月に市長選挙、それから県議、市議の方の補欠選挙が行われましたが、私はちょっと、まあ渦中ではなかったから、ちょっと引いた所で見えていまして、選挙制度というのが本当に大事であるなということを感じました。本当に住民が参加でき、それから、まちづくりについてこんなに真剣に考えるときはないのではないかという思いがいたしました。特に、立候補者の方が市の中を回りながら、市民の意見を聞いて回ってくださるということは、私たちのまちづくりの基本ではないのかなという思いがいたしております。その激しい選挙戦の中で、市長の座を得られました森田市長、おめでとうございませう。それから、補欠選挙で得られました北原議員、師岡議員、おめでとうございませう。

特に、市長はお感じになったと思いますが、朝倉市は非常に広い地域であり、そして産業の状況も違うし、意識も違うし、大変議員のお立場と市長のお立場が違うなということを感じていらっしゃると思いますが、きのうからマニフェストについていろいろ御質問があっております。その中で、非常に明快にお答えいただきながら、まちづくりに語っていただきます、フットワークの軽さを感じておりますが、私どもも地域からの実態と声を出しながらまちづくりを考えていきますので、今後の市政の運営を期待するものでございませう。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、きょうは2点のことについて質問をさせていただきます。

（11番平田梯子君降壇）

○議長（柴田裕隆君） 11番平田梯子議員。

11番（平田梯子君） 質問の前に、資料を、きょう議長の許可を得て配らせていただいております。後で使いますが、1枚目の資料は、これは合併前に筑後川工事事務所に届けてきて、筑後川水系ダム群連携事業についてお尋ねしたときの資料でございます。2枚目は、旧杷木町における水道事業についての図でございます。後ほど使わせていただきます。

きょうは小石原川ダムと筑後川水系ダム群連携事業についての質問でございます。この質問に関しましては、市長の御答弁をお願いしたいと思っております。

まず、昨年9月25日の西日本新聞に、「地元にとまどいや反発」という見出しとともに、前原国交相が記者会見で、見直す際の基準の一つとした本体工事に未着手の計画は、小石原川ダムや城原川ダムなど15事業に及ぶという記事がありました。御記憶の方も多いと思っております。現在、小石原川ダムは54億円減額され、工事もストップされている状態であると理解しております。また、15人のダムに関する有識者会議の結論は来年夏になるもの

とも聞いております。

そこで、まず質問ですが、国はダムが進みぐあい、工程を5段階に分けましたが、小石原川ダムはどの段階にあると認識されていますか、どの段階でストップしていますか。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 小石原川ダム事業につきましては、ストップという言い方が適当であるかどうかというのは別ですけども、要するに次の段階に進まないということです。ですから、今の段階は、いわゆる水没者水源地対策ということで、実質的にはことしも28億円国費がついております。それで、具体的な工事としては、もちろん水没予定地の用地の買収、あわせて当初計画では迂回路という形になっております塔ノ瀬十字線、あるいは500号線のつけかえ道路、それからそれに絡む林道については、事業としては今も進んでおります。

ただ、ことし3月でしたか、21年度予定されておりました転流工、転流工というものはどういうものかと申しますと、いわゆるせきとめますから、そのかわりに水を違う方向に逃がさないかん、その事業については、入札予定されておりましたけども、その段階に進んではだめだということで、これについては、今事業はそこまで進んでいないというのが今の段階だということでありませう。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員。

11番（平田悌子君） ありがとうございます。それでは、4月7日の市長立候補予定者による公開討論会では、ダム事業を推進するという御意見だったと思いますが、確認させていただきます。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） そのとおりであります。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員。

11番（平田悌子君） それでは、小石原川ダム建設に対する市長の見解、なぜ推進するのかをお聞かせください。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 小石原川ダム、まずこのダムがどういうダムなのかということ、平田議員既に御存じであろうかと思っておりますけども、再度ここで確認のために申し上げますが、小石原川ダムというのは、いわゆる治水機能と利水機能、両方の機能を持ったダムであります。利水については、いわゆる県南地区の水道用水及び農業用水、そういう形で利水という。治水機能については、実は小石原川ダムの下流にあります江川ダム、この江川ダムは治水機能のないダムであります。治水機能を持たないダムであります。ですから、雨が降りますと、普通、治水機能がありますと、いわゆる梅雨どき前に、その水を出しまして、放流しまして、ある程度のポケットをつくっておく、そして洪水にならないように、梅雨どきの雨をそこにためると。これがいわゆる簡単に言うなら治水機能でありますから、

それがないもんですから、その前に出さない、ですから梅雨どきに大雨が降りますとオーバーフローして、下流に今日までも何度も下流に、まあ大きな被害ではありませんけども、いろいろの被害を及ぼしてきたという、そのために今度は小石原川ダムについては、治水機能もあわせたダムを建設しようということで出発をしたダムであります。

そこで、私がなぜ小石原川ダムの建設を推進ということで申し上げるかと申しますと、もちろん利水によって県南地区の水道用水を確保する、あるいは農業用水、農業用水も江川ダムをつくりましたけども、まだまだある時期になりますと、農業者は間断灌水して夜中じゅう水利を見回って、田んぼに水が通るようにとか、そういうことで、特に両筑土地改良区の皆さん方が御苦労されております。ですから、そういった面での農業用水の確保。

それと、もう幾つかありますが、もう一つは、いわゆる佐田川、小石原川を含めまして、私どもが子どものころの川の状況と今の川の状況を比べた場合、明らかに通常の流れる水の量が非常に少ない、これを小石原川ダムをつくることによって、不特定容量といいまして、通常流れている水の量を増やしたい。実は、細かい話をしますと、小石原川については、通常の流量ちゅうのは毎秒0.44トンです。ただ、これは全国的にも珍しいんですが、いわゆる水の必要な取水期、田植えの時期です。あの時期になりますと農業用水が流れてきますんで、その0.44トンという数字がなくなるんですね、その時期は。そして、今度は佐田川に行きますと、今0.24トン、これを小石原川については、要するに通常0.44トンの、いわゆる田植え時期の水もあるときも含めて0.44トンを確保すると。

もう一つ、佐田川については、通常の流量の0.24トンを0.37トンに増やしていくということ。これは、私どもにとっては非常に、川をずっと、その地流域で育った私どもにとってはありがたい、ぜひやりたいということです。要するに川の環境を維持していくという面で必要なことです。

それと、もう一つありますのは、実は江川ダムにしましても、寺内ダムにしましても、実は国の水源地対策特別措置法という法律がございます。これはどういう法律かと申しますと、いわゆるダムをつくった地域については、地域振興策をいろいろ計画を立てます。それについて、その事業については優先的に採択をしますという法律なんです、その法律ができる以前のダムなんです。その法律ができる以前の両方ともダムなんです。ですから、その後のダムに比べて、その水源地域を含めた地域整備という面では雲泥の差がある。ですから、今回小石原川ダムを建設することによって、江川、寺内で残された問題の解決という私どもは言い方をしておりましたけども、それも同時にやっという思いの中で、そういったいろんなもののトータルの中で、私は小石原川も推進するというので今日までやってまいりました。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田梯子議員。

11番（平田梯子君） この機能について詳しく御説明いただきまして、わかりました。

それでは、今凍結、ストップではないとおっしゃったんですが、そのままになっている

んですが、国の方針も今出ていないんですが、その間、陳情などはなさる予定でございますでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 当然ダム建設所在地の市長としては、どういう形にしるダムの事業の継続ということについては、県あるいは水機構を含めてお願いをしますし、要請もしていくという考えでおります。

ただ、ただ最終的には、これは国で、今有識者会議で、御存じのように恐らくことしの8月ぐらいに全体的な、いわゆるこれは小石原個別のダムじゃなくて、ダムによらない治水のあり方ということ、どういう形で審査するかと一つの基準が8月ぐらいまでにできると思うんです。個別のダムについての検証というのはその後になると思います。ですから、個別のダムの検証になった場合には、恐らく当該の首長というようなことで意見を求められる場面も出てこようと思います。そういった場合にも大いにそういった話で、推進のほうでお願いをしようという気持ちでおります。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田梯子議員。

11番（平田梯子君） わかりました。推進される意味もわかりましたが、実はその中で小石原川ダム推進される場合、その水資源機構が推進をいたしており、工事にも取りかかっております。御存じのとおりでございますが、国土交通省が進めております。私が資料として出しました、筑後川工事事務所の行っておりますこの筑後川水系ダム群連携事業に関しましては、どのように理解をいただいているのでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今、平田議員おっしゃるように、小石原川ダムは水資源機構、事業主体がですね、ダム群連携事業については国土交通省です。ダム群連携事業とはそもそもどういうものかと申しますと、筑後川上流に下笠、松原という2つのダムがございます。これは治水のダムです。ですから、梅雨の前になりますと、あそこへ2つともポケットを開けておかないかんということで放流をなされます。放流をされます。その水を有効に利用しようじゃないかということで、まずそれがこのダム群連携事業の出発点です。これを、いわゆる朝倉市内にあります3つの、小石原はまだはっきりしませんけども、小石原を含めた3つのダムにためておこうと、そもそもそういう考え方です。それで、これは一つ前提がありまして、小石原川ダムがもしも、そういうことがあっちゃあ困りますが、もしもこれが建設中止ということになれば、そのダム群連携事業自体の計画も、いわゆるももとの根底が崩れる、土台がなくなるわけですから、恐らく非常にダム群連携事業自体も計画自体がなくなるというふうに、私としては判断をしております。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田梯子議員。

11番（平田梯子君） おっしゃるとおり、ダム群連携事業も中止になるということも私も承知しておりますが、説明を受けたときは平成27年度完成という目標で、実は私ども杷

木地域のほうが知らなかったわけですね。でも、こちらのほうは小石原川ダムをつくる前提としては、その筑後川の水を取水してそこにためてというのがあったのでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） それはちょっと違います。小石原川ダムちゅうのは、予備調が始まったのが昭和55年です。もう三十数年たってます。そこからで、小石原川ダムの建設の大前提は、いわゆる佐田川から、寺内ダムの上流の佐田川から流域変更をして、要するにこれはいつもではないんですが、佐田川の水がある一定量を超えた分、これについて流域変更をして、木和田地点から、小石原川ダムじゃなくて江川ダムにためておこうという計画です。それと、直接的にダム群連携事業というのは当初はありませんでした、この小石原川ダム計画のときには。その後、その後、いわゆる、御存じですかね、いわゆる有明の問題、それから今弾力的運用ということで、下笠、松原の水をしばらくちょっとためておくんですね、通常ですと治水ダムですから早く流すやつを、下流のいわゆる田植えとかそういう水があんまり早いんで、これは使えんということで、しばらく時期を、ためとって、そして通常だったら出さないかんやつをためとって、農業用水等に利用できる時期に流す、これを弾力的運用といますが、そういったことを重ねてこられた。そういった中から、それだったらせつかく今度、小石原も含めて3つのダムが下流にあると、下笠、松原の下流にですね。ですから、そこを利用しようじゃないかということで、ダム群連携事業という構想が生まれてきたということでもありますので、小石原川ダムとダム群連携事業が最初からセットであるということではございません。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員。

11番（平田悌子君） はい、わかりました。それですが、ダム群連携事業の準備は着々と私はされているのではないかと感じておりますが、市長の御認識はどのあたりまで工事がされていると思われませんか。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 小石原川ダムについては、先ほど話したような状況で、次の段階に移らない、その段階だけの工事は、事業は進めております。しかし、ダム群連携事業については、私はそれ以上進んでいるという話は一切聞いておりません、今ですね。ですから、予算についてもどうだったか、国費についても、ついてないでしょう、どうですかね、——調査費がついている、調査費がついている程度だということのようです。ですから、着々と進んでいるということはないと思います。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員。

11番（平田悌子君） 私も、後ろのほうからお答えいただいたように、調査はされていると思っています。杷木に小石原へ上る赤谷、それから小学校から入る乙石谷、それから下のほうから行く白木谷というのがありますが、その生態調査、流量調査が筑後川工事事務所からもう、私がこの資料をいただくときに、松末の区会長会に説明がありましたの

で、五、六年前からずっと続けられております。それで、合併しまして朝倉市となりましたので、朝倉市の市長として、これもう私は認識、ぜひ十分御理解いただきたいと思って、きょうは質問をさせていただいております。

それでは、調査の段階ということで、調査ということで必ずしも通すものではないという説明はするわけですね、しかし、前提にやっぱり小石原川ダムへ流すということはあるわけです。非常にそのあたりの説明と理解は難しいところでございますが、筑後川からの取水をしなければ調査もしないだろう、取水が目的としてやるだろうという前提のもとに、ぜひ私は市長に御理解いただきたいと思って、きょうは資料を準備させていただきました。

一番上の、前の1枚目のが、右側のダム群ができることによりということの1枚目でございますが、右側、たばこの火のついたような形ですが、これが、私どもの説明では最終的には、寺内ダムの上は木和田に上るということでございます。筑後川より取水、それも大石堰付近をボーリングしているという話も聞きます。ということは、旧杷木地域を通過して木和田に上ると私どもは理解せざるを得ないと思っております。私が質問しようと思っております、二、三週間前ですね、実は甘木のこの丸山公園のそばに杷木から転居してきた人がいまして、水が出ないからポンプをかえたと、圧の強いのかをかえたけど水が出なかったと。よく聞いたら70メートルボーリングをしなくてはいけないと。それから、昨年度は朝倉東小学校のポンプも水が出なかったから深く掘ることもありました。つい最近はその一帯の宮野の須川のほうもボーリングが行われていると。全市的にボーリングが行われて、水量が減っていることはもう私が申すまでもないと思っております。

それから、江川ダムができたときに、導水管を通した安川地区に参りました。水位が低下したので、檜原地域でしたかしら、協定書を、もうこんな厚い協定書を見せていただきましたが、そこで生活保障、水の保障があっているということも聞きました。私は、ここは導水管を通しましたので、杷木と同じ状況ではないかということに危惧いたしております。筑後川から導水を多分するだろうと、もし工事が進めばです、仮定の問題ですが、導水管を埋めたときの影響については、市長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） まあ、仮定の話です。ですから、導水管を埋めるかどうか、あるいは地上を通すかもわからない。ですから、確かに檜原の問題は私は十分存じていますが、これは女男石の頭首工から福岡市の乙金浄水まで、あの山の下を導水管を通してあります。ですから、そういう結果が出ておるのも存じております。ただ、ダム群連携事業の場合、まだそこまでの計画もないし、恐らく、私も思いよるんですね、杷木の地点から上げるだろうと、もしやるんならですよ。しかし、その過程で導水管を地下に埋めるのか、それとも地上を通すのか、そこらあたりまだわからない段階です、現在。ただ、誤解してもらったら困るので、これをまず最初に言ったんですが、もし地下に埋設するということで、

そういった影響があるということであれば、これは市としてもやはりそれなりのきちっと事業主体の所と話さなきゃならんだろうというふうに思っております。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田梯子議員。

11番（平田梯子君） 私も全く仮定でございますが、危惧ではあります。最初に申し上げました第5工程があるというところで、第1段階としては、調査、地元説明会というのがあるのですが、私が聞いた地元説明会は地元説明会ではないと、調査をしますという報告だったわけですね、地元説明会があったときには、いよいよ計画がされて、多くのときはもう計画がされて動かしがたい、それに対して意見を言うのと反対してるかということになるわけですね。だから、市長、十分、今から申し上げます私が危惧していることについては御理解いただきたいと思っております。御存じのように杷木のほうに行かれますと、山肌が削られて赤い土が見えていると思います。きょうも杷木の者はみんな心配してたんですが、真砂土なんですね、その下が花崗岩なんですね、真砂土がいいもんだから、県の認可を得て、もう自治体の認可じゃないわけですね、地元の者は知らない、承諾してないときに、どんどん砂利トラックが来て運んでいく、そして山が崩れていく、そんなことがあるとどうなるかっていったら、こんな雨が降ったらすぐ川に流れ込み、田んぼに流れ込むわけなんですね。そんなにやわらかい土壌です。

そこで、そのことは御理解いただきたいと思いますが、実は杷木地域においては、そこではなくて志波のほうで、昭和28年ごろから水がなくて、そこで地下水を掘って水道をつくっていたわけですね、そして、その後、昭和54年ごろからは、高速道路ができたせいか、水位が下がってきて水が出なくなったところ、それからマンガンが出ているところがあるということで、昭和54年から平成12年まで4つの井戸を掘って、東林田地区に取水池、水を掘り上げて、この第2枚目の紙にございますが、杷木浄水場に4つの井戸を掘って地下水をくみ上げて、今どうしているかっていうと、私が緑で囲っている部分まで給水をしております。布設をして給水をいたしております。

この間、センターの職員に連れて行ってもらって、詳しくお話を聞いたんですが、塚原配水池のほうで、最初の上水道の施設は取りやめて、こちらから持っていくようになったそうです。今杷木浄水場が1日に1,100トンくみ上げて、緑の上のほうは松末小学校のどこまで、迫ノ谷配水池から松末配水場まで1回上らして、これからポンプアップして山を上らせているそうです。これ以上はもう上らないと、圧を加えると下のほうの水道管が壊れると、あとは落差で志波まで行っているわけですね。これは、杷木中学校、久喜宮小学校、松末小学校のプールの水も補給をいたしております。いわゆる水道事業じゃなくて、必要によってこの水道事業が始まったということを何度も力説いたします。水がなければ生きていけないということでございますね。

じゃあ、その上はどうなっているかと申しますと、私が赤い線でしています小石原に通じる赤谷のほうでございますが、すぐ本村という所がありますが、これは山水を本村とい

う地域で取って、みんなで水道をつくって、皆さんで管理してある。その上の赤谷は地下水を掘り上げてある。それから、真ん中のほうの乙石という所がおわかりでしょうか、乙石谷、真ん中の赤い線ですが、ここはみんなほとんど地下水ですが、実はその山の上のほうの林道の整備をした後に、半年もしないうちに水が出なくなって、ちょうどまた地下水を掘り直さなくちゃいけない状況になったわけですね。今のところ白木谷のことは聞いておりませんが、そういう状況の地形的な所でございます。

私が心配しましたのは、緑の下、杷木浄水場の下ぐらいでしょうか、大石堰があるのは、そこらあたりからの今ボーリングをしているんですね、多分この谷をどちらかに行くんだらうと思います。上を通るとおっしゃいましたが、木和田まではどこかで私はトンネルを掘らなければいけないと思っております。ポンプアップそこまでできないと思っております。杷木浄水場にたまる水がどの地点から来るかは地中のことでわかりません。そして、地中を掘られても真砂土とか、花崗岩と真砂土の間を掘るという後の説明会でありましたが、じゃ真砂土の所を触らずに、ただトンネルだけ掘れるかって、そういうわけにはいかない。やっぱり地上を私は触るだらうと思います。水の道というのは私は長い間、何十年も何百年もかかって地下水は自分たちが道をつくってると思います。そこを触ったらどうなるのか。1年後、2年後に水はなくなるということはないけれども、20年、30年後に命の水を、私たちが生活してる本当の命の水がどうなるかがわからない状況であるということ私を危惧をいたしております。このことに関しまして、ぜひ市長に御理解いただきたいと思ひまして、陳情だけ前に進んで、いや、こういう実態が実はありましたということではいけないので、きょうは質問をさせていただいた次第でございます。何か私たちの苦悩はおわかりいただいたでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） いろいろと御心配をいただいておりますということについて十分理解をいたしました。どういう形になるのかは別として、もしいろんな形で実際ダム群連携事業が行われると、そういった時点になって、もちろん当然、当該自治体には国土交通省からそれなりのきちっとした形での話が来ようと思ひますんで、今、平田議員、御心配のことについては十分私も理解した上で対処をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田梯子議員。

11番（平田梯子君） もう一つ心配いたしますのは、私が杷木町時代に一般質問しましたときに、行政のほうはあんまり御存じなかったわけですね。そして、地域に行つて地域の説明会を筑後川工事事務所が行つてゐるわけですね。割合、何ていうんですか、行政を通さずに行われるということで、一回、そして区会長会だけに説明をしたら住民に説明した、あるいは回覧板を回すことで、それが了承を得たということになっているんですね。そういうことも心配をいたします。それで、今後推進される場合には十分そのあたりの情報をとっていただいて、この水の確保というのとはとっても私、大事なことであるし、そうしな



ければもう人が住めない地域になっていくと思っております。情報の件についてはいかがでございましょうか。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今、先ほど、既に地元の住民に説明会をしてるという呼びかけがあったというふうな話ございましたですね。これは恐らく工事自体をどうこうという説明会ではないと思うんです。それ以前の、以前の環境調査とか、いろんな調査をさしてほしいというための地元に対する説明会だと、恐らくそうだと思う。これなぜ私がそれ言うかという、小石原川ダムんときもそうだったんです。要するに、このダム自体に賛成か反対かという話じゃなくて、それ以前にいろんな調査をする、立ち入らなきゃならん。そのことについて調査をさせてもらうための説明会ということだろうと思うんです。実際その工事に入るということになれば、当然当該自治体に相談があるし、話があるのが当然だと。もしそれをしないと、やらないということになったら真正面から朝倉としてはしかるべき態度をとらなきゃいかんという話になりますから、必ず実際の工事にかかるときには、市にはきちっとした話があるというふうに認識しております。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員。

11番（平田悌子君） 当然話は、私は来ると思うんですが、先ほど申し上げましたように、もうアセスメントをしますよ、調査をしたからアセスメントをします。ごらんください。私たちはわからないアセスメントの状況ももう重々御存じだと思いますし、地元説明会があったときは、もう工事をするというので大体の設計がある段階もある。過去の経緯からしましたら今後どうなるかはわかりませんが、そういう心配をいたしておりますので、私はもうダムを進める段階で、そのあたりも十分配慮いただいてやっていただきたいと思っております。こんなに申しましてでもダムは進めないとおっしゃらないと思います。こちら側の状況は非常に詳しく持っていらっしゃるけども、こちらはいいいけども、私が思いますのは、私が杷木地域とすれば私の体の中に本当にチューブが通ったようなものです。私の内臓はぶち切られて何ら杷木地域にはいいことはない、私の体にはただ利用されるだけの状況が生じる。しかも水はなくなっていくという非常に危機感があると思っております。

それをお願いですが、私はこの浄水場のことで心配で見回りました。そうしましたら、私はもうぜひ市長にこの浄水の状況を、浄水場とかこの地域をぜひ見ていただきたいなと思っております。と申しますのは、私がうれしかったのは職員の方が非常に何年も心を込めて、本当にいとおしむようにここを守ってらっしゃるということを感じました。全部の職員そうしてらっしゃると思いますが、私たちが現場に行ってそういう説明を受けるということは元気の出ることであるし、それからもう一つは、あの地域でやっぱり水道を引くってことはその先人の知恵にも学びましたし、決断にも。それは市長になられたから余計感じられると思いますが、決断、努力に敬服いたしました。ぜひ現場主義、それから

当事者主義を貫き通していただきたいと思っております。ぜひ私は本当に導水があつてほしくないという気持ちが非常に強いわけです。杷木地域に住んでる住民もそうだと思っております。市長、地域をごらんになって、そのあたり私はあのときの考えと違ったじゃないかということは申しませんので、この危機感を感じていただきたいと思っております。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

子育て支援事業や子どもの教育についてでございますが、朝倉市に学童保育所が11カ所もできました。10年前には想像もできなかったことです。それだけ親たちが労働者としてフルタイムで働く状況が生じたためであると考えられます。11カ所のうち9カ所は指定管理を受けています。2カ所は市の補助金を受けながら運営をしています。やがては指定管理になるのではないかということも思っております。3月にできました朝倉市次世代育成事業の後期行動計画にもこの学童保育所を10カ所から14カ所にふやすという計画が盛り込まれております。学童保育所で放課後育てられて保育されることが社会化されつつある、社会化されたことになると思っております。つまりみんなの子として、社会の責任としての育てられることだと思っております。

そこで質問の第一ですが、そんな使命がある学童保育所で働く指導員の待遇についてどのように把握してありますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（柴田裕隆君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（三宅 明君） お尋ねの点でございますけれども、学童保育所と申しますものの運営形態を考えた場合に、基本的に平日は放課後からという形になります。おおむね6時、もしくは6時半ぐらいまでということでございます。それから、長期の休暇、いわゆる夏休みになりますけれども、そこらあたりにつきましては、国が示しております運営基準上は8時間以上を一つの基準と。なおかつ夕方6時までというふうな、そういう基準にのっとった形で実際の運営がなされております。そこで、指導員として働いていらっしゃる方々の指導のもとに子どもたちはその時間を過ごすということになるわけでございますけれども、今申し上げましたように、非常に常時雇用という形態になじみにくい、そういう職業、そういう職場ということになります。ですから、どういうふうに把握されるかという御質問かとは思いますが、非常に十分な一般の民間会社のような、そういう雇用形態ではないということで理解をしておるところでございます。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員。

11番（平田悌子君） 時給にも差があるんですが、大体どのくらいと御存じでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（三宅 明君） 私どもが具体的に直接お尋ねをするということは、基本的には考えておりませんが、決算書その他の資料等から見ますと700円から、それ以上のところもありますけれども、そういうレベルだというふうに把握しております。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員。

11番（平田梯子君） 今まで学童保育の成り立ちが、いわゆる自分たちでどうにかしようというボランティア的な立場から、それから公設民営ということになりまして、非常に行政のほうとしても指導しにくいとか掌握しにくい部分があるということは私もそうであろうと思っております。

実態といたしましては、私は次世代育成事業に乗せていただいて本当に社会化したと思っておりますので、ここで私は指定管理にもなりましたし、施設設備については、朝倉市としては十分考慮していただいていると考えております。差はございます。合併した後、回りますと差はございますが、かなり考慮していただいていると思っておりますが、実は指導員のことにしましては、そういう成り立ちからして保護者の方が雇い主で、指導員が雇用户的立場にあるわけですね、実態としましては。回りますと時給が違って、あそこは幾らだということは指導員さんが御存じなわけですね。おっしゃるように680円の、最低賃金よりもちょっと上ぐらいの、しかし、1日3時間とか、午後から行くにしても午前中はずぶれるんです。私もおばちゃんをしたことがあるんですが、外に出れないわけですね。6年間したんですが、本当にその日は、行くからってということでスケジュールの中に入れておけばいいんだけど、なかなか行くとなるとよそにも、外出にもあんまりできないという状況。拘束するということもあります。しかし、そういう流れがありましたので、いまだに保護者が時給を決めるという状況もあるわけですね。しかし、指導員はだれに申すこともできないで、交通費を要求すれば何か自分がお金を要求したという、何か負い目も感じている状況にもあります。次世代育成支援事業にもなりましたので、このあたりで私はぜひ、少しそのあたり保護者にも、お金も指定管理料も出してらっしゃるし、補助金も出してらっしゃるので、決算報告の中からこういう身分の保障というのは要るんじゃないかという指導も私はいただきたいなという思いもいたしております。今度回りますと交通費が出るところ、出らないところ、もちろん時間給は違いますが、それから保険にしましても労災にかたっているところ、雇用保険にかたっているところ、それから傷害保険であるところとか、さまざまでございます。そのあたりも、いわゆる雇い主の保護者が情報を知らないわけですね。保護者自身がパートであったり、正式社員でないから保険制度も知らないところで子どもを預けてる、保護者会をやっているという状況ですので、ぜひ保護者を育てる意味でもそういう調査をしながら指導をして、負担のかからないような指導をしていただきたい。条件整備をしていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（柴田裕隆君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（三宅 明君） 実態から実際見られていろいろ感じられた結果で今、御質問なされてることだろうということは十分感じるわけでございますけれども、あくまでも市としましては、指定管理もしくは委託ということをお願いをしておるわけでございます。

市が払います指定管理料なり委託料につきましては、基準に基づきまして算定をしてお支払いをするという形になりますけれども、基本的には福岡県の放課後児童健全育成事業補助基準額に基づいて算出いたします。それからもう一つ、その基準額が一つの基準になるわけでございますけれども、利用者の方からいただきます保育料、これもその事業に充てるという形になります。ですから、ある程度の利用者の児童、いわゆる通ってくる児童ですね、ここらが一つの運営上の、財政上の大きな分かれ道になっていく部分でもあります。

ですから、平たく言った場合に基準なんですけども、児童数が多いところにつきましては保育料と、それからその半分以上を市が負担するという考え方がやっぱ一方でございますので、その考え方で算出したほうが児童数が多い場合は金額が上がってくるようになってきます、基準よりも。ですから、これはもう一概に市のほうからどうこうということとはなかなか言いにくい部分があるんですけれども、ある程度の児童数が確保できたところは勤務条件もある程度よくなっていく部分があるろうと思いますけれども、20人を切るようなところ、10人前後のところは非常に厳しい実態だろうというふうには思っております。以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田梯子議員。

11番（平田梯子君） 非常に苦しい御答弁だと思いますが、この間、片山善博さん、前の鳥取県知事ですが、失われた10年間っていうのはあるけど壊された10年間があると。いわゆる行財政改革の中で、私は行財政改革、ある一面は大事だと思うんですが、しかし、このように非正規労働者とか、もうパート労働者とかふえた中で、そして地域も壊されたこの10年の中で、しかし今、地方自治体はその壊された10年間を取り戻さなくてははいけない。地域独自の私はあるやり方があってはいいんじゃないかということ、特に子育ての中では考えてるわけですね。きのうから教育問題も出ておりますが、子育てっていうのは大事であるというところから善処方をお願いしたいと思います。

もう一点は、市長も参加されて、福祉事務所長も参加されましたが、わんぱくクラブの年次総会に参加いたしました。私どもが学童保育を立ち上げるときも、ここは非常に参考にさせていただきましたし、助言もいただきましたし、いろんな情報も送っていただきました。子育てに非常に放課後の居場所づくり、そして子育てに研修を積まれて立派な子育てをしてらっしゃる。これが学童保育のあり方だろうと思いました。

せっかく朝倉市にこのような立派な学童保育所がありますので、学童保育所が11カ所もできましたので、一つの学童保育所から呼びかけにくいということもございますので、指定管理のこともありますので研修システムをとっていただきたいし、少しの予算もつくかと、必要かと思いますが、研修制度を年に1回ぐらい取り入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。と申しますのは、私、きのうも行きまして、研修を積んでらっしゃるし職員会議をして、子どものケアについて、日々のことについてケースで話してらっ

しゃる。その指導員さんが子どもの前に立たれたときに、誇りを持ってきちんとした態度で立ってらっしゃるということは、私はこれは子どもを育てる非常ないい生きた教材だと思ってるんです。ぜひ子どもを育てる意味からそういう研修システムをお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（柴田裕隆君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（青笹祥子君） 指定管理とか委託先の指導員さんの賃金とか待遇とか余りよくないということ、それから保護者の方の意識も高めなければいけないってということで、市が設置しました学童保育所ですから全く関知しないということではございませんけれども、その指定管理の受託先の自主性っていうか、そういうのも必要だと思っております。

現在、おっしゃるように市内の学童保育所代表者会議っていうのが年に1回あっております。その中で各学童保育所同士の情報交換、そういうのもあってるかと思っております。そういう研修の場を設置していくというのは、こちらのほうとしてもやぶさかではございませんので、そういうことは支援していきたいというふうに考えております。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田梯子議員。

11番（平田梯子君） ありがとうございます。ぜひ先進的なところのお話をさせていただいて、気持ちを聞いていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

では、時間が少なくなりましたので、学校現場のことについてお尋ねさせていただきます。

小中学校で働く司書、きのうも司書のことが出ておりましたが、用務員等の待遇の実態をどのように把握してらっしゃるかお尋ねいたします。

○議長（柴田裕隆君） 教育課長。

○教育課長（林 千七君） 学校の図書司書、用務員等の待遇と実態でございしますが、これにつきましては、平成19年3月に策定されました朝倉市行財政経営改革プランに基づきまして、給食調理員及び学校用務員の退職者不補充や職種変更に伴い臨時職員の有効的な活用を図っているところでございます。

実態といたしましては、平成22年度の各職員数は、学校図書司書が臨時的任用職員18名と朝倉市学校図書館協議会職員2名、それから学校用務員は市職員4名と臨時的任用職員17名となっております。また、学校図書司書は全員女性で、学校用務員は女性16名、男性6名です。臨時的任用職員については、学校図書司書が1日当たり6,500円、学校用務員は1日当たり6,300円の賃金で、社会保険、雇用保険、労災保険に当該職員全員が加入しているところでございます。それから、勤務時間及び休日、休暇等は、朝倉市職員の勤務時間に関する規則及び朝倉市職員の休暇に関する規則に準じております。学校用務員の勤務に関し問題がある場合は、校長、用務員及び教育委員会への協議によることとされております。それから、雇用期間でございしますが、雇用期間は当該年度4月から7月まで、及び9月から翌年の3月までにしております。8月は雇用をしておりません。これにつきまして

ては、夏休み期間中は児童生徒の校舎への立ち入りを危険防止のため制限する必要があるためでございます。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田梯子議員。

11番（平田梯子君） そのことに関して、子育ての観点からどのようにこの雇用形態を思ってもらっしゃるかお尋ねします。

○議長（柴田裕隆君） 教育部長。

○教育部長（藤本具彦君） 子育ての観点からということですが、読書につきましては、子どものときから重要な取り組みだというふうに思っておるところでございますが、これにつきましては、朝倉市としても子どもの読書推進計画等を策定いたしまして推進をしていくというふうにいたしているところでございますが、特に学校の活動につきましては、御承知のように昨年度、甘木小学校の読書活動優秀実践校としての文部大臣表彰や杷木中学校の全九州学校図書館コンクール優秀賞など、朝倉市におきます読書活動については高く評価されてるところでございます。また、その中におきまして学校図書司書さんのほうも司書教諭を初め、学級担任や学校の図書委員会等とも連携しながら、これらの活動の一翼を担ってるところ、いうふうに思っておりますので、そういった意味では図書司書さんにつきましては、その学校図書活動について努力されてあることにつきましては本当に感謝を申し上げているところでございます。以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田梯子議員。

11番（平田梯子君） 司書に限って申しますと、実態を聞きましたら時給800円、6,500円になるんだろうと思う、800円で夏休みは出校しないと。それから、いつ異動させられるかわからないと。非常に不安である。学校にいて職員の中での自分の位置については非常に不安であるということも聞きました。

私は2人の方が図書館協議会の名のもとに人件費を払われて正式職員さんでいらっしゃる。この方もきついと思うんです。周りの方が臨時雇用であれば、非常に私は精神的にも、労働的にもきつい立場にいらっしゃると思うんですね。

心がつながりながら、先ほどの学童保育所もそうでしたが、もっと私は研修はできる、身分の保障ができる、特に読書が大事だっていうのは、この間、うちの後援会に行きましたら、朝10分間読書があつてるわけですね。子どもたちはとっても本好きです。今、本をよく読んでいます。文科省の、先ほどおっしゃった2つの表彰も受けたところがあります。もっともっと私は教育に心を注ぐならば、その待遇面においても安定した職場で、きのう教育長がおっしゃいましたように、安心して教育ができるような職員の配置でなければいけないと思っております。

これはまた継続してお願いしたいと思いますが、最後に市長、人づくりの場である、宝である子育ての現状について、3世代、4世代がこの地域で住み続けるために、こういう教育の現場における労働条件などに関して、先ほどの2点の質問に関しましてどのような

お考えかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今までいろんな、今日までの歴史の中で現状のような形で行われておるといふことでもあります。ただ、言われるように読書というのは非常に大事なことでと私自身もそういう方向でおりますんで、それを指導する人たちが、司書を含めてですけども、そういった人たちが果たして常勤という形になるのかどうかは別として、やっぱり意識を持って、きちっとして働き、そうやった意識を持って働いていただけるような状況というのをやっば整えていくべきだといふふうに思っております。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員。

11番（平田悌子君） 子育て、人づくりに関しましては、私も非常に大事だと思っております。今後もまた質問させていただきたいと思っております。どうぞ善処方をお願いして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柴田裕隆君） 11番平田悌子議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午後3時5分休憩